

計量 ジャーナル

Japan **A**ssociation for **M**etrology **P**romotion

Spring/2017

Vol.37-1

日計振情報

平成29年度事業計画

第15回全国計量士大会

計量行政情報

官報情報

産総研コーナー

計量標準総合センター（NMIJ）の
近況報告

計量 ジャーナル

Japan Association for Metrology Promotion

Spring, Vol.37-1 / 2017

CONTENTS

4 日計振情報

- 4 ◆平成29年度事業計画
- 7 ◆理事会概要報告
- 7 ◆第5回計量管理に関する新教科書案作成作業部会
- 8 ◆第15回全国計量士大会
- 18 ◆認定事業者部会
- 18 ◆第3回計測管理システム (ISO/JIS Q 10012) の調査研究委員会
- 19 ◆平成29年度「計量啓発標語」・「何でもはかってみようコンテスト」募集のお知らせ
- 20 ◆自動はかりの計量管理に関する平成28年度調査検討委員会報告

21 コラム

- 台湾研修旅行を終えて
- ◆地区で開催する技術講習会のお知らせ

23 計量行政情報

- 官報情報

26 産総研コーナー

- 計量標準総合センター (NMIJ) の近況報告
- 前 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター
法定計量管理室 主幹 安藤 弘二

30 編集後記

平成29年度事業計画

1. 事業方針

昨年は、米国大統領選でのトランプ氏の勝利、英国のEU離脱という想定外の世界政治経済の変化及び中国経済の減速や地政学リスク等の懸念があり、本年はこれらの影響により、先行き不透明な展開が予測されるが対応次第では好ましい結果も期待される。日本経済はこうした状況の中、大企業製造業の景況感が改善しており緩やかな景気回復が期待される情勢である。

さて、計量界は、100有余年の間、活動が継承されていることは誇りにすべきであるが、昨今、計量団体においては、会員の減少、事業の減少及び若手計量士の不足等が全国共通の喫緊の課題になっている。この厳しい状況乗り越えていくためには、計量関係者同士が適正な計量の確保と事業の発展のため連携し共同運営の仕組みを構築していくことが重要である。

ところで、昨年は計量行政審議会において計量制度の見直しが審議され、指定検定機関の民間参入や自動はかりの特定計量器への追加等、民間化促進の方向性が強く打ち出された。特に、計量士の業務が大幅に拡大される方向となったことが注目される。計量団体、計量事業者及び計量士においては、本制度改正を絶好のビジネスチャンスと捉え事業の見直し・拡大のため積極的な取り組みを行うことが重要になると考える。

当会は、平成29年度事業として、主軸の郵政計量管理受託事業、試験校正事業、普及啓発事業を確実に実施していくほか、計量管理の推進や研修の充実及び計量情報の調査交流等に積極的に取り組んでいく方針である。

「平成29年度 重点事業実施方針」

(1) 郵政計量管理事業の継続実施

計量管理受託事業を的確に実施するため研修の徹底及び業務管理体制の強化を図る。

(2) 試験・校正事業体制の確保

JCSS校正事業の推進及び品質システムの確保を図る。

(3) 計量管理の推進

①自動はかりの計量管理の推進と計量士の育成を行う。

②ISO/JIS Q 10012計測管理規格の活用を推進

する。

(4) 研修体制の充実

各方面の計量関係者向け研修内容の見直し強化を図る

①計量士向け研修 ②計測管理技術者及び校正技術者向け研修 ③販売事業者向け研修 ④中小企業技術者向け研修

(5) 計量制度改正への対応策の検討・実施

計量制度（政省令）改正への今後の対応策を検討・実施する。

(6) 計量の情報調査・交流の推進

以下の活動を通し計量の情報調査・交流を充実する。

①計量士部会 ②認定事業者部会 ③ISO/TC 12（量及び単位）国内委員会、JIS原案作成委員会 ④計量団体連絡会議 ⑤日韓中計量測定協力セミナー

2. 各事業別実施項目

2.1 計量の普及啓発

2.1.1 計量記念日関連事業

- ・計量記念日全国大会の開催
- ・「計量啓発標語」及び「何でもはかってみようコンテスト」の募集、表彰
- ・「全国統一ポスター」の作成・配布
- ・広報誌「計量のひろば」の作成・配布

2.1.2 計量普及

- ・出版物の発行
- ・会報誌「計量ジャーナル」の発行
- ・技術誌「計測標準と計量管理」の発行

2.1.3 計量管理に関わる新教科書案の作成

計量士国家試験受験者、計量士及び技術者などのための計量管理に関わる新教科書案作成委員会及び新教科書案作成作業部会を継続開催する。

2.1.4 中小企業向けものづくり支援計量計測事業の推進

地区中小企業向け測定基礎研修会を継続して推進するとともに、中小企業庁の「専門家登録派遣制度」に対応し測定の基礎、計測管理及び校正等の計量計測専門家を育成登録する。

2.2 計量管理の推進

2.2.1 自動はかりの計量管理の課題調査と計量管理の推進

- ・自動はかりの計量管理推進委員会を編成する。
- ・自動はかりに関する計量管理基準（ガイドライン）の調査・検討を行う。
- ・自動はかりの現場研修会及び計量管理技術講習会を企画・開催する。
- ・適正計量管理事業所を中心とした自動はかりの計量管理業務を推進する。

2.2.2 ISO 10012規格の普及・活用と計測管理の推進

- ・ISO 10012活用による計測管理事例研究及び生産現場の改善を推進する。
- ・ISO 10012計測管理規格の技術講習会を継続開催する。
- ・ISO 10012計測管理の簡易的な認証制度を検討・構築する。

2.3 計量の教育・訓練

2.3.1 計量管理者養成教育

- ・品質管理推進責任者養成コースを開催する。
- ・ISO/IEC 17025内部監査員研修講座を開催する。

2.3.2 計量担当者教育

- ・計量管理技術基礎講座を開催する。

2.3.3 計量士の育成

- ・計量士国家試験準備講習会及び計量士国家試験直前対策講習会を開催する。
- ・計量士技術講習会「リフレッシュ基礎コース（通信講座）」の継続実施
- ・計量士技術講習会講座の見直しを進め、計量士活動に必須の実務を中心としたコースを再構築し実施する。

本年度以降、計量行政審議会答申を基にした政省令等の改正施行に併せ、計量士が新たな業務を推進する上で必要となる知識、技能の分野として、次の3つの講座を検討、開催に向け準備していく。

〈新規の講座案：仮称〉

- A 「法定計量コース：（非自動はかりの検定・検査コース）」
- B 「自動はかりの計量管理コース」
- C 「計量管理コース（ISO 10012の活用を目指す）」

2.3.4 校正技術者の育成

- ・計測器校正技術者認定研修講座を継続して開催する。

2.3.5 計量販売事業者の育成

- ・計量器コンサルタント資格認定講習会を継続実施する。
- ・上記資格認定制度の運営方法及び講習会の実施内容について検討する。

2.3.6 放射能・放射線の測定の信頼性確保のための取り組み

放射能・放射線測定の信頼性を確保するために「放射線・放射能の測定に関する基礎講習会」を全国拠点にて開催する。（地区計量団体等と協催）

2.4 計量制度（政省令）改正に対応した今後の取り組み

経済産業省計量制度（政省令）改正に関する今後の対応策について検討・実施する。

- 1）政省令改正に関する会員向け説明会及び意見交換会の実施
- 2）指定検定機関の設立に関する計量団体・計量士における対応策の検討
 - ・（器差のみ）指定検定機関の運用体制についての検討及び関連組織との連携
 - ・計量士向けの検定・検査実務研修の検討・実施
- 3）自動はかりの特定計量器へ追加に対応した計量士の力量の向上と計量管理業務の拡大
 - ・自動はかりの計量管理に関する現場説明会及び技術講習会の開催
 - ・適正計量管理事業所における自動はかりの計量管理業務の実施推進
- 4）計量士資格の実務経験年数短縮を補う研修の実施
 - ・産総研における実務研修実施への協力とフォローアップ研修の検討
- 5）適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法選択肢追加への対応
 - ・計測管理による現場改善の推進と適正計量管理事業所への適用の検討
 - ・ISO 10012計測管理規格の簡易的な認証制度の検討

2.5 計量の情報調査・交流

2.5.1 計量士交流

- ・計量士部会の活動
 - 部会の開催、計量士に関する諸課題の検討
- ・第16回全国計量士大会の企画・開催

2.5.2 認定校正事業者交流

- ・認定事業者部会の活動（運営委員会、全体会議の開催）を行う。
- ・計測器校正技術者認定研修講座を継続開催する。
- ・企業見学研修会を企画・開催する。
- ・計測標準フォーラム活動等に参画する。

2.5.3 計量団体連絡会議の充実及び連携体制の強化

計量団体連絡協議会及び全国事務局長会議等の協議の場を通し、計量課題及び計量制度改正への

対応策について検討・討議を行うとともに、共有化と連携強化を図る。

2.5.4 国際交流

当会と（一社）日本計量機器工業連合会の共催により、日本・韓国・中国3国計量測定協力セミナー（東京開催）を企画実施する。

- ・時期：平成29年9月（①セミナー：品川区民会館、②見学研修会：箱根（予定））

2.5.5 経済産業省委託事業の的確な実施

- ・ISO/TC 12基本分野（量及び単位）国内委員会及びJIS原案作成委員会事務局

(1) ISO/TC 12基本分野（量及び単位）国内委員会

ISOの専門委員会であるISO/TC 12「量及び単位」の標準化委員会の規格開発動向を把握し、加盟国として意見を反映させるためISO提案案件の審議と投票を行う。

(2) JIS原案作成委員会

ISO/TC 12で改定が進められている国際規格ISO 80000sに適合する、JIS Z 8000sを制定・改正する。平成28年12月から実施中の原案作成作業に加えて、JIS原案作成公募制度を活用し原案作成を計画的に進める。

2.6 郵政計量管理受託事業

- (1) 適正計量管理事業所である日本郵政株式会社（旧逓信病院）及び日本郵便株式会社（郵便局）の計量管理業務（はかりの定期検査、計量管理主任指導及び分銅校正等）を的確に実施する。

- (2) 受託業務を円滑・効率的に推進するため、登録計量士、補助者研修のため計量管理講習会を実施し業務の徹底を図る。

2.7 試験・校正センター

2.7.1 校正事業の推進（力計、一軸試験機、ガラス製温度計、分銅・おもり他）

2.7.2 JCSS校正事業の品質システムの確保

- ・力基準機5台の特定二次標準機校正
- ・JCSS登録更新審査（力計、一軸試験機、分銅、ガラス製温度計）
- ・一軸試験機校正課員の認定更新（模擬校正による技能試験:対象者約90名）
- ・一軸試験機校正課員の新人認定講習
- ・試験・校正設備の老朽化に伴う保守及び更新の計画立案と推進
- ・技能試験に参加（分銅及びガラス製温度計）

2.7.3 力、温度、質量の分野の情報収集及び意見の発信

- ・日本試験機工業会の力学量部会等に参加
- ・力学量トレーサビリティ・ワークショップ等に参加
- ・その他（NITE力分科会等）

2.8 その他

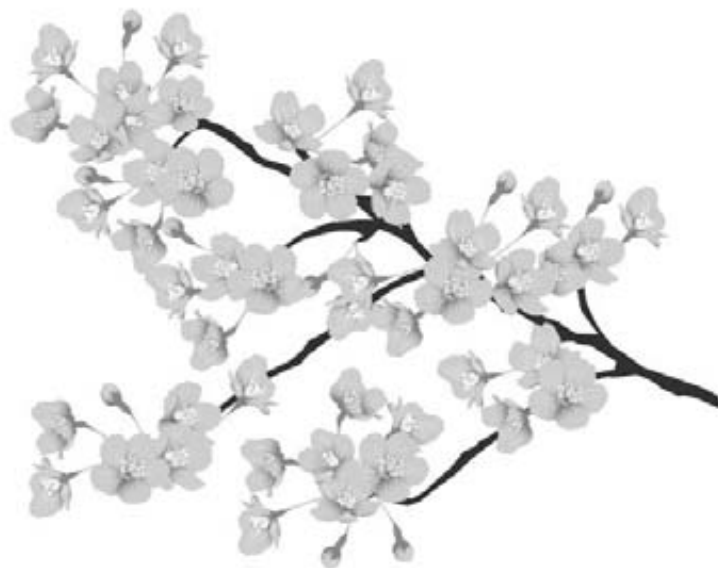
2.8.1 総務委員会等委員会の開催

2.8.2 顕彰事業の実施

2.8.3 地区活動の支援

2.8.4 全国計量器販売事業者連合会事務受託

2.8.5 会館管理



理事会概要報告

総務部

（一社）日本計量振興協会の理事会が平成29年3月23日(木)日本計量会館に於いて、理事、監事、41名中理事32名と監事2名の出席（他事務局3名）で開催された。

鍋島副会長を議長とし、第1号議案「平成29年度事業計画（案）」、第2号議案「平成29年度収支予算（案）」についてそれぞれ審議がなされ原案通り承認された。

理事から「地区計量協会の事業の実施状況や課題、今後の地区計量協会の考え方等」のアンケートを取って欲しいとの要望があり、アンケート内容の詳細は検討し、実施することで了承された。

その他、今後の日計振及び地区計量連絡協議会の主な予定の説明があった。

今後の日計振及び地区計量連絡協議会の主な予定

1. 定時総会

平成29年5月25日(木) インターコンチネンタル
東京ベイ

2. 監事会

平成29年4月20日(木) 日本計量会館

3. 理事会

1) 決算理事会

平成29年4月26日(木) 日本計量会館

2) 中間理事会

平成29年11月9日(木) メルパルク京都

3. 平成29年度計量記念日全国大会

平成29年11月1日(木) インターコンチネンタル
東京ベイ

4. 計量団体・業界・機関合同賀詞交歓会

平成30年1月10日(木) グランドアーク半蔵門
(予定)

5. 第16回全国計量士大会（未定）

6. 平成29年度地区計量連絡協議会日程

九州計量協会連絡協議会 6月22日 沖縄県

中部7県計量協議会 7月6日 愛知県

東北北海道計量大会 10月5日 宮城県

関東甲信越計量団体連絡協議会

10月20日 山梨県

中国四国計量協会連絡協議会

10月27日 徳島県

近畿計量大会

11月17日 和歌山県

第5回計量管理に関する新教科書案作成作業部会

事業部

2月22日(木)に日本計量会館において、第5回作業部会を開催した。部会では、前回部会での討議結果に基づいて提出された新教科書原稿（二次案）について、各執筆担当者（部会委員）から説明があり、

討議を行った。この討議結果に基づいた新教科書原稿（三次案）の作成を、来年度の次回部会までに行うことになった。



第15回全国計量士大会

平成29年2月24日(金)、第15回全国計量士大会が「ウェスティン都ホテル京都」において開催された。経済産業省計量行政室長から計量行政審議会答申を受けて、「計量行政審議会答申の概要と計量士への期待」について講演をいただいた。メインテーマは、「新たな役割に応えられる計量士像」と題して、3名のパネリストから「検定・検査」、「自動はかりの計量管理」及び「計量士の育成」についての提案があり、それぞれについて意見交換を行った。

平成5年の新計量法制定以降、計量士に関する業務内容について変更を伴う答申は、今回が初めてであり、計量士にとっ



会場全景

て、新たな業務、職域拡大が期待される内容でもあるため、総勢197名の参加があった。参加計量士から活発な意見が交わされた。大会の概要は、以下のとおりである。

○第Ⅰ部 大会

末崎繁計量士部会委員の総合司会で開会、阿知波正之計量士部会会長の開会の辞に続いて、大会が進行された。



総合司会 末崎 繁
委員

◇開会の辞 阿知波 正之 計量士部会長

本日は、ご来賓の皆様、会場の皆様ご多忙のところ多数ご参加いただきまして有り難うございました。昨年11月1日に計量行政審議会から、「これからの計量行政のあり方」の答申がありました。その中で計量士の活用ということがいわれています。本大会では、この内容の正しい理解とこれからの計量士の役割について意見交換を進めて、確認して行きたいと思います。

開会に当たり皆様にご協力をお願いし、円滑に進行したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ただ今から第15回全国計量士大会を開催いたします。

◇主催者挨拶 石蔵 利治 副会長

日本計量振興協会副会長の石蔵です。楠会長が体調不良でご欠席ということなので私が代わってご挨拶申し上げます。



副会長 石蔵 利治

皆様、本日はご多用の中、多くの方々が遠路からご出席いただき誠にありがとうございます。また、公務ご多忙の中、経済産業省計量行政室 吉岡室長様をはじめ関連機関から多数のご来賓のご出席を賜り御礼申し上げます。計量士の皆様方には、日ごろ郵政計量管理業務や試験校正事業はじめ当会の各種事業にご支援ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、米国のトランプ政権誕生以来、世界の政治経済は不透明な展開となっておりますが、対応次第では好ましい結果も考えられる情勢です。日本経済はこうした状況下、今年は製造業の景況感が改善しており、デフレを克服し緩やかな景気回復が期待できそうです。

ところで、ご承知のように、昨年は計量行政審議会が開催され、政省令改正による計量制度の見直しが審議されました。後程、吉岡室長から詳しいご説明が伺えると存じますが、長い間の懸案であった「器差のみ指定検定機関」の創設や自動はかりの特定計量器への追加等、民間化促進の方向性が強く打ち出され、本年4月に政省令が公布される予定です。特に、計量士の業務が大幅に拡大される方向となったことが注目されます。計量士におかれては本制度改正をチャンスと捉え、業務拡大のため積極的な取り組みを行うことが重要になると考えます。特に、自動はかりについては、当会では自動はかり検討委員会において調査検討を行ってきており、本年は、自動はかりの計量管理について、説明会や講習会を開催する予定です。計量士の方々は、本年は、手始めに適管事業所における自動はかりの計量管理業務等にチャレンジすることをお勧めいたします。計量士の今後の課題は、時代のニーズに対応した計量士の力量の向上と若手計量士の育成であると考えます。また、これからの計量士は、社会の動きに対応した新たな活動の場を自ら開拓していくことが必要になると考えます。本大会のメインテーマは、「新たな役割に応えられる計量士像」となっており、その辺

の討議が中心になるものと推察いたします。本日の意見交換会や討議の場を通して今後のより有効な対応策を検討していきたいと考えております。よろしくご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、今大会の企画運営に当たられた日計振計量士部会及び関係者の皆様方のご苦勞に感謝申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

◇来賓挨拶 経済産業省 吉岡勝彦計量行政室長

本日は、第15回全国計量士大会が開催されますことを心から喜び申し上げます。また、ここにお集まりの皆様におかれましては適正な計量の推進に日々ご尽力をいただいておりますこと、ここから敬意を表しますとともに感謝申し上げます。



経済産業省計量行政室長 吉岡勝彦氏

さて、今の計量制度ですが新計量法が施行されてから早くも24年が経ちました。また、地方分権からも17年が経っております。そのような状況の中で、昨年10年振りとなる計量行政審議会が開催されました。今年、酉年は変化の年とよくいわれていますが、昨年のこのような流れから見ましても本年は、計量制度、計量行政につきましても変化の年、そして、変わっていく必要がある年であると考えています。

計量は、いつの時代にも我が国の経済・産業といった社会的基盤を支えるものとして、度量衡の時代から絶えず時代の要請に応える形で制度が変わって来ました。この適正な計量の確保という幹を守っていくためにも変われる所から、まず、変わっていく必要があると考えております。

計量制度については、皆様、ご承知のとおり、技術革新、社会的環境の変化に対応するべく見直しを進めているところです。今回の見直しの内容については、後ほど説明いたしますが、昨年の11月1日に取り纏められた、計量行政審議会の答申の内容を踏まえまして、例えば、自動はかりを特定計量器に追加するにあたっては民間事業者の参入を促進すること、計量士の皆様の役割の向上を図ることによって、計量行政、計量制度に携わるプレーヤーを増やし、官民一体となって計量制度の執行に向けて一致団結して進んでいく態勢を整えることとしています。

そのためにも教育訓練、人材育成といった分野に関しても、ますます、今後重要になっていくものと考えています。そして計量士につきましては、国家試験として引き続き、社会的ニーズが高く、かつ、大変レベルの高い資格です。今後、さらに計量士の

活躍の場を広げることが適正計量の推進に繋がって行くものであると考えています。

今後の制度見直しにより、検定、検査の実施、適正計量管理事業所の計量管理といった計量の現場において今後計量士の活躍の場が広がっていくことが期待されています。このため、将来の計量の現場を担う若手人材の確保、育成の観点からも計量教習の見直し、計量士登録後の技能講習の実施の検討などを通して時代に即した計量士の質又は量の確保に努めて参りたいと考えています。

本日は、計量士の皆様から「新たな役割に応えられる計量士像」をテーマとして、検定・検査など、自動はかりの対応、人材育成の観点からお話しが伺えると聞いています。いろいろ勉強させていただき、今後の施策立案に活かしていけたらと思います。

最後になりますが、今後の計量制度の維持、発展のためには、本日お集まりの皆様のお力は必要不可欠でございます。計量士の皆様、日本計量振興協会始め、各地域の計量協会、また、計量士会の皆様におかれましては、引き続きご協力ご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げますと共に、本日お集まりの皆様のご健勝と一層のご活躍をお祈りいたしまして私からのご挨拶とさせていただきます。

I 〈講演〉

【計量行政審議会答申の概要と計量士への期待】

経済産業省 吉岡勝彦計量行政室長

本講演資料については、紙面の関係上、当協会ホームページに掲載しているので参照されたい。

◇末崎 繁 総合司会：休憩の案内とアンケートについてお願いし休憩の案内を行った。

〈休憩 15分間〉

II 状況報告

◇【一般社団法人日本計量振興協会の計量士関係事業取り組み状況】 専務理事 河住春樹

〈概要は、以下のとおり〉

第1に、郵政の計量管理受託業務についてですが、13年前の平成16年から実施しており、全国の計量士さんにお世話になっております。全国48団体で約300人の計量士で取り組んでいただいております。各地区の主力の事業にもなっていると思う。今後も協働して実施していきたい。

次に、試験・校正事業についてですが、一軸試験機を中心に全国29団体、計量士約90名で力計を使



専務理事 河住 春樹

って一軸試験機校正のビジネスに取り組んでおり、これも中々良いビジネスモデルになっている。安全・安心というコンクリート、セメント関係の事業者を対象に行っており順調に進んでいる。

計量管理の推進についてですが、自動はかりの規制が必要であるとの関東甲信越協議会からの強い提案、要請があり、2年前から自動はかりの計量管理に関する委員会を立ち上げて、10名程度の委員をもって検討してきました。主に計量士のために自動はかりの計量管理をどのように実施していくのか、検定・検査はともかく、計量管理の方法について検討を進めている。

適正計量管理事業所において、自動はかりの計量管理を実施している計量士は多く、非自動はかりと一緒に管理している。自動はかりは、システム化されているもの等、製品が多くある。主には、自動充てん機とオートチェッカーである。使用事業者としては、食品製造業、液体製品製造業、農務用、機械・金属産業等、全国各産業で多く使用されている。

産業県といわれるところには殆ど漏れなく自動はかりが使用されている。日本では、無くてはならない産業の地位となっている。しかも日本の技術力と他国に対しての差別化ということから有力なものである。そのために検査している。

この委員会の中ではメーカーに入っていたいで、いろいろ、研修、現場見学などを行っている。

ISO10012は、当会が5年位前から研究してきたもので計量管理に関する唯一の国際規格である。日本には、適正計量管理事業所制度があるが日本独自のものであるため、国際的にはISO10012の方向になっていくと思う。また、その主体となるのは計量士である。今回、審議会でも対象として取り上げられて、中長期的な対応として検討されている。主に、導入すると企業の中でどういうメリットがあるのか、アピールができるのかを主眼としてきた

計量士の業務拡大のための技術講習会については、これまで実施してきたところであり、リフレッシュ基礎講習会、実務コースともに一通りやり終えた。今後は、計量制度に併せて新しい方向となるように、見直して、A（法定計量コース）、B（自動はかり計量管理コース）、C（計量管理コース）の3つを主体にして行くことを計量士部会で検討している。

計量制度の見直しに係る内容については、室長から講演いただいたが、今後どのように対応していくかが求められている。この点については、今後の取組に纏めておいた。

主に計量士に関係する4つの点について、①自動はかりの計量管理については、そのための研修を実施する。研修は、実務研修で、メーカーの協力を得

て行う。ユーザーに対しては、検定・検査の前に適正計量管理事業所の中の計量管理として自動はかりを行っていくことになる。法整備は中長期的であるものの準備をしていかないと間に合わないことになるため講習会を実施していきたい。

②検定検査の対応については、各県単位で各計量協会、計量士会、計量士で態勢の準備をしていきたい。③としては、計量士の資格取得の経験年数の短縮に対応した実務研修を産総研に協力してフォローアップ研修を行っていく。④ISO10012については、そのメリットを出していく事例を準備していく。

◇末崎総合司会：休憩の案内とアンケートについてお願いした。

Ⅲ 講演・意見交換の部

メインテーマ【新たな役割に込められる計量士像】

◆コーディネータ 阿知波部会長

〈コーディネータ主旨説明〉本日は、メインテーマとして「新たな役割に込められる計量士像」について意見交換を行う。計量士部会の3名の委員にパネリストとして、3つのテーマ「検定検査に関する意見・提案」、「自動はかりに関する意見・提案」及び「計量士の育成に関する意見・提案」について、先ず、パネリストに意見・提案をしていただき、意見交換を進めていく。



コーディネータ
阿知波部会長

（3名のパネリストの紹介があった。）

その他の意見交換については、時間の許す限りとさせていただきますのでよろしくお願いします。

また、今回のテーマにあるように、“これからの計量士像”なので、現状の不具合といった問題もあろうが、特に、これからの計量士の活動に必要なご提案・意見を主にお伺いしたいと考えていますのでよろしくお願いします。

では、最初の「検定・検査」に関する意見・提案について、吉川パネリストをお願いします。

(1)「検定・検査」に関する意見・提案

◇パネリスト 吉川 勲氏

「器差のみ指定検定機関」を認める答申については、その背景として、「消費者ニーズの多様化、市場流通後…」と答申を引用しました



パネリスト 吉川 勲氏
万福 良秋氏 金井 一榮氏

が、スパン調整をしたり、特定計量器のスパン調整をしたにも拘わらず検定を受けずに使用している、という実態が少なからずある。それらを取り締まるというより、その状況に対応した策も必要だろう、ということではないかと思います。それを何とかしようというものです。

一方で適正計量管理事業所制度については、第1回全国計量士大会の中でも議論された。その後もメリットを拡大する方法は無いのか、議論をしてきたが、現行法のもとでは妙案がないのが現状です。

そこで、まず、計量管理のインフラが整備されている適正計量管理事業所が修理事業者としての届け出を行い、その上で、地方計量協会が「器差のみ指定検定機関」になって、会員の計量士が器差のみ検定を実施するというのをやります。

そういうことで計量士の活動の場が広がると共に使用中の特定計量器の修理検定が迅速に行われる。それにより事業者の生産活動とコストダウンと円滑な事業活動が図られ国民利益に繋がるという提案です。

具体的には、スキーム図で説明します。適正計量管理事業所である会員は、計量協会の中では、計量管理部会に所属しています。これが修理事業者になることで特定計量器の修理を行います。この場合の修理は、器差のみの修理です。特定計量器である、電気式はかりのスパン調整をした場合を想定しているものです。その場合に、計量協会の「器差のみ指定検定機関」であるところの事務局に修理検定を申請する。事務局は、それを受けて、検定員の派遣を計量士部会の検定員に依頼する。このような流れを想定しています。これは、非常に迅速に行われると思います。適正計量管理部会と計量士部会とは常に情報交換や人的交換をしていて普段から連携しているからです。

一方で審査機関、登録機関は、どこがやるかわかりませんが常にマネジメントシステムの適否を監視することになるでしょう。更に器差のみ検定員の力量は、研修機関で教育訓練を受けることにより力量が保証されるわけです。この研修機関は、日本計量振興協会がなるべきではないかと思っています。検定計量士の養成機関なわけです。

「器差のみ指定検定機関」には、既に指定定期検査機関になっているところを想定しています。「器差のみ指定検定機関」は、さほどハードルが高いものではないのではと思っています。答申の中でも規制を緩和して、従来の指定検定機関よりも更になりやすくなる、とされています。初期投資も少なくでき、維持コストも掛からないのではないのでしょうか。そうすることによって、適正計量管理事業所になっ

ている（指定されている）意義、協会に加盟しているメリットが生じると思います。私見ではありますが、修理検定の手数料は、適管事業所の所属の協会の会費だけで行われれば事業所としては嬉しいでしょうね。

結論としては、「事業所は、スパン調整をしてもすぐに使用したい。生産体制を止めたくない。」という要望がある。「人的、物的、知識、計量管理主任者が置かれている適正計量管理事業所は、修理事業者になるインフラが整備されている。」「しかしながら、スパン調整の作業自体は簡単であるものの、法的に修理検定を受けなければ使用できない。」「そこで、適正計量管理事業所と計量士団体とは、日常的に連携する関係にあるので、器差のみ検定の主体が計量士団体であれば、迅速な対応が可能になる。」ということです。

これにより、かねてから適正計量管理事業所になればスパン調整をしてすぐに使用できるように権限を与えたらどうか、という要望に応えることができます。「器差のみ指定検定機関」を利用して適正計量管理事業所の魅力のアップと計量協会の活性化ができると考えたものです。

◇「検定・検査」に関する提案について質疑応答

◆阿知波コーディネータ

「検定・検査」への民間事業者の参入ということで「計量団体」が参入し、その中で中心となって計量士が活動するということに繋がる、あるいは、計量士が参入する団体への働きかけが必要になる、という提案でした。

それでは、皆さんからの意見・提案を求めます。

○青木鎮夫計量士（大阪）：大変結構なことと思いますが、これに対しては、非常に精度の高い分銅が必要だと思う。小型のはかりは、それで良いと思う。しかし、大型はかりの場合には、そのような事が簡単にできるのでしょうか、疑問がある。その点はどうか。



青木 鎮夫計量士
（大阪）

◇吉川パネリスト：これは、県によって異なるかも分かりませんが、京都府の場合は、トラックスケールの検査は、従来どおり、検定所が検定に使用していた分銅をそのまま実用基準分銅として使用している。検査機関として独自に分銅を持っているのではなくて、実態としては、検定所の分銅を賃借して使用している。

○青木計量士（大阪）：良く分かりました。ただし、実用基準分銅に対する認識が非常に曖昧である。一

般企業、行政でさえも余り認識がないように私は思います。実用基準分銅が各所で使われているが管理マニュアルについて徹底していない。代検査をする計量士は、もっと良く理解して、マニュアルに対して慎重に考えるというか勉強して、適正な計量が行われるマニュアルにして申請する必要があると思う。行政もこれに応じて厳格な審査をして承認を与える、ということにしなければ問題は解決しないと思います。

◆阿知波コーディネータ：一部には、問題があるかと思うが、現在の制度としては、マニュアルについても審査が厳格に行われていると思う。計量士もそれに従って管理をしていると思う。

○青木計量士（大阪）：そういう前提の基にということが良いか。

◆阿知波コーディネータ：そのとおり。

○塩崎利平計量士（富山）：仮に適正計量管理事業所が修理事業者になる、ということについて、実用基準分銅もそこに備え付けてある。ということか。



塩崎 利平計量士
（富山）

◇吉川パネリスト：適正計量管理事業所には検査設備が用意されているはず。また、「器差のみ指定検定機関」は、既に指定定期検査機関になっていることが前提なので、検定レベルの分銅を保有しているか、又は不足分も容易に補えるものと思う。

○塩崎計量士（富山）：適正計量管理事業所の場合、大型になると、必ずしも、全部を揃えるというのは大変なことになる。

◇吉川パネリスト：適管に分銅を持て、ということではない。あくまでも計量協会が管理している基準器か実用基準分銅を使って、器差のみ検定を行う。修理事業者が持っているということではない。修理事業者が100トンまで修理するとしても、全ての分銅を保有していなければならない訳ではなく、分銅は、必要な時には何時でも借用してきて良いのではないか。

○塩崎計量士（富山）：持っていないときには、修理事業者になれないですね。

◇吉川パネリスト：100トンの場合は、借用も含めて分銅を準備できる範囲だけ届け出ることであるので100トン分無ければそれは除外して行うしかない。

○塩崎計量士（富山）：一部だけやるということか。

◇吉川パネリスト：一部だけということではなく、トラックスケールがずらっと並んでいるというよりも、それ以外の非自動はかりの方が多いと思う。トラックスケールが何十台もあるという事業者は余り

想定できない。自動はかりが特定計量器になると、スパン調整が頻繁に行われる。特定計量器になるとスパン調整が野放しになる筈がない。検定を受けないと使えなくなるのではないか。そういう時にでも、このスキームなら特定計量器の自動はかりをスパン調整しても迅速に対応できる。

○塩崎計量士（富山）：修理検定申請の場合ですが簡単な調整だけの場合には、できる。そうした際、申請は事後になる場合も出てくるのではないかと思う。それでも、認めなければいけないと思うがどうか。

◇吉川パネリスト：それは、図の三角形の①～③のやりとりによる。迅速にしないとこの方法の意味がないので、フォーマットをインターネット、スマートフォン等で送って申請するような短時間で処理する方法で可能ではないか。

○廣瀬幸造計量士（愛知）：三角形のスキームについては、妙案の様に思う。会員の適正計量管理事業所が修理事業者になるパターンは良いのか悪いのか。「器差のみ指定検定機関」あるいは計量士部会、検査員が修理事業者になれるのかねないのか。なれるのであれば、適正計量管理事業所が修理事業者になるのではなく、「器差のみ指定検定機関」あるいは、計量士部会の計量士がスパン調整をして、検定機関の検定員として、指定検定機関の保有している基準分銅で検定もして問題ないのかなと思う。資格も必要なので日計振の研修を受けた計量士が行う。



廣瀬 幸造計量士
（愛知）

◇吉川パネリスト：答申にもあるように「器差のみ指定検定機関」は中立であることが必要。修理事業を計量士がやって、それを検定まで行うのは好ましくない。適正計量管理事業所であって修理事業者というのは、かつて、例があった。それを禁止するというのは、まずできないと思う。修理するまでは自由。それを第三者の客観的な立場の人が検定するという方が、中立公正が保たれている、といえると思う。

○青木計量士（大阪）：工程用のはかりは、現在でもスパン調整は暗証番号が分かれば誰でもやれるしやっている。大事なのは、使用する基準器の問題である。

◇吉川パネリスト：ここでは、工程用ではなく、取引、証明用の話で修理後検定を受けなければならないような対象について話を進めている。



小西 理律計量士
（岡山）

○小西理律計量士（岡山）：今の絵で見ると検定申請は必要なんですね。検定申請が必要であるということなら検定所

が行けばいいことではないか。いくら急いでも時間的にはどうしてもラグが出る。計量士が行って検定する意味は全くないのではないか。

◇吉川パネリスト：検定申請を検定所に上げる場合には、今と変わらない。例えば土曜日とか休日、5時以降にはすぐに対応してくれない。検定所では、申請して今すぐ行きますということにはならないのが実態であり、また、それは無理な話である。申請して数日後に行きますというのではラインが止まるから困るというので「器差のみ検定」という案が出てきていると思う。

◆阿知波コーディネータ：次の自動はかりについて、金井パネリストに願います。

(2)「自動はかりの計量管理」に関する提案・意見

◇パネリスト 金井 一榮氏

提案は、自動はかりの意見交換をする上での材料を提供する、というものです。

自動はかりについては、今、脚光を浴びているところです。一つは、規制に関わらず計量管理を行うことをどうするか、他方は規制に関することです。

日計振の検討委員会では、規制に関わらず計量管理をどのように進めて行くかを検討してきた。

まず、自動はかりの現状をお話しします。

①計量管理を全く行っていないところ、②実施しているところ、③何か問題があったときだけ、計量管理を行うという状況です。

課題としては、システムで動いているので、生産ラインの中での計量管理の方法は、非常に大事なところ。事業所に適した方法を開発する必要がある。

適正計量管理事業所等々で実施しているところもありますが、実施していないところもたくさんありますので、ニーズの把握と市場開拓が大事です。これをどうやっていくかが非常に大きな課題です。

次に、その対応策としては、自動はかりの計量管理というだけではダメで品質管理、工程管理と一体でやらなければならない。そういう意味で計量士は、勉強する必要がある。

事業所ごとに、生産品ごとに違いますので、これらを把握した計量管理が必要。その他、計量器メーカー、事業所の保守・点検部門とも協力しなければならない。従来のように計量が単独で活動するよりも各部門、部署とのコラボ、協働して進めて行く必要がある、分野である。

このため、自己研鑽を含めて、計量士研修を進めていくことが必要である。これが規制に関わらない計量管理である。

次に、規制になった場合、の話です。

一つは、規制になった場合、取引・証明に使用するものが対象となる。これについては、取引・証明に該当するのは、どれかというのは問題になってくる。簡単なものもあるが、その線引きが難しいものが多い。そこを明確にしないとユーザーも困るし携わる計量士も困る。一つの考え方として、まず、一義的には、使用者が取引・証明かを判断するが、果たして巧く行くかどうか分かりません。したがって、使用者が自ら区分できる解釈集、Q&Aの作成ができればいいなと思っているところである。この点については、計量士が現場でいろいろ関わっており、それだけの知見があるので作成に当たっては参画して、意見を出していただくことが必要になってくる。

区分とか、十分理解して使用事業所にアドバイスする。そこから新たな業務の糸口をつかんでいくこととなる。

業務の対象となった時には、①修理後すぐに検定処置が発生します。ラインが止まるとは生産が滞って、莫大な損害が出てしまう。その時、速やかに対応できるか、修理後の検定までにできるだけ使用者の負担を軽減して速やかに修理後検定を行うための検討とか、その他、計量士がどのように関わっていくか対応に当たっては大事なところである。

最後に皆様からのご意見を聞きたい事項について挙げて見ました。参考に意見をいただければ有り難いと考えています。

◇「自動はかりの計量管理」に関する提案について 質疑応答

◆阿知波コーディネータ

最初に自動はかりの関係のきっかけを作られた高德氏から意見をお聞きしたい。

○高德芳忠計量士（東京）：私の方で検査しているのは、取引・証明か否かを問わず、全てマニュアルに従って管理している。ホッパースケールが1,200台ぐらいあるが全部検査している。

それを使って検査する場合には、何も問題はない。検査・調整は、現時点では、受信機の方で入力すればスパンが取れる。これで、精度が出ているので問題はないと思っている。

○青木計量士（大阪）：既に計量士は、やっておられると思いますよ。適管の指定を受けていれば、そこで問題になるのは、先ほどから申しているように適正なというか、正確な基準ですよ。基準分銅が問題になる。これがなくしてなんぼやってもダメなんです。質量標準管理マニュアルをしっかりと作って、行政が慎重に審査した上でなければ何もならないです。

現在、検査マニュアルがあるんですか。そういうものが基準として示していただかないと十分なこと

はできないのではないのでしょうか。

◇パネリスト 金井 一榮 氏：そういうことを前提としてやっているの、示している、ねらいの内容についてご意見をいただきたい。

○高德計量士（東京）：計量士としての希望は、何とかして計量士が魅力のある職、資格として後輩を育てたいということを一番に願っていることです。ですから、今回の改正の結果、計量士の仕事がたくさん出てきて、やりがいがあるということになれば良い。取引・証明以外用でも「検定・検査」はやっていくべきだと思う。製造業では、取引・証明以外でコンペアースケールとかホッパースケールがたくさんある。

これらは、品質管理、工程管理に大変必要なんです。それを、取引・証明用と同等に検査することが必要と考えています。これを通じて、計量士の仕事を増やしていくことを考えています。

○吉野博計量士（埼玉）：国産の自動はかりを使って作ったスポット商品の量目誤差が表示量に対して、20g少ない商品が全国に出回ったことがある。国民生活センターの記事にも載っている。

そこで、提案は、JISでJA,JBのように自動はかりの作法（規格）が決まった場合に計量士にどのように対応して貰いたいかということです。

ヨーロッパでは、機械の誤差も見るがシステムとして計量管理が行われており、量目管理も一体となっている。

例示したアクシデントでの13条の販売者は都内です。その詰め込み者は、中国地方であった。自動はかりを使っている事業所には、計量士はいないし、現状でいう、特定計量器がない。これからは、そういったところで、自動はかりの使用事業所としての届出をする等、自治体に協力をお願いしたい。そこには、計量管理を主体として、もちろん、一部では誤差も見るということで計量士が活躍していただきたいと思う。

現状では、自動充てん機に即したような使われ方を自動はかりはしている。ラベラーが発行されないもので、既に用意された袋にNETが表示されている。それは良いが、ところが、規格が変更されているにも拘わらず自動はかりに指令を出しているのは従前の規格のままであった。更に、その量目チェックをせずに出している。こういう所に計量士が係わって活躍して欲しい。



高德 芳忠計量士
（東京）



吉野 博計量士
（埼玉）

◆阿知波コーディネーター

万福パネリストから提案をお願いする。

(3)「計量士の育成」に関する意見・提案について

◇パネリスト 万福 良秋 氏

この項目を取り入れた背景は、一部の地区では、計量士会、計量協会に従事する計量士が少なくなっている。したがって、定期検査、代検査が円滑に行われていないということで取り入れました。

これらの改善方法ですが、一つは、計量士有資格者そのものを増やすこと。二つ目は、説明のためにだけ使わせていただくが“ペーパー計量士”（計量士の資格はあるが、定期検査、代検査業務をしたことがない計量士のこと）、そういった計量士に研修をして、計量士業務ができるようにする、という提案です。

キーポイントは、今、提案した二つです。

キーワードは、国家試験が非常に難関であるので見直しをしていただく。

実務経験については、室長の講演では2年であったが、私は、1年と提案する。その1年は、間雲に1年ではなく、定期検査で実務経験に代える。加えて、計量管理技術の研修をする必要がある。

最後に計量士の力量向上、と5つのキーワードを提案する。

まず、計量士の有資格者を増やすには、①登録をしていない社員計量士の掘り出し、②業務命令で以前に計量士の資格を取得したけれど現在は計量士の作業をしていない、とか、一般の人で趣味で計量士の資格を取得したけれど何もしていない。そういった方々に対して計量士の仕事は、定期検査、代検査等があるという情報を発信したい。方法としては、テレビ、新聞、最近ではネットを使うという方法もある。

三つ目は、国家試験が難関になってきていることについてである。これについては、科目の内容を見直して欲しい。実務に直接関係の薄い分野については、省略したらどうか。数学、物理とかを省いてはどうか。計量法に基づく業務に限定してはどうか。というように考えます。

以前に計量士の資格で「検定・検査計量士」、「管理計量士」いう話が出ていたが、そういう見直しもしたらどうかと思う。計量研修センターにおいても同じように実務のカリキュラムを増やしていただいて、研修センター終了後すぐに、翌日からでも検査



パネリスト 万福 良秋 氏

業務に携わることができるような状況にしていたきたい、と思います。

二つ目の計量士の研修については、ペーパー計量士の研修と活動中の計量士の研修です。

業務に見合った研修をしていただく。業務は、定期検査と代検査です。指定定期検査機関に所属して実務経験を積んでいただく。私も、計量士に成り立ての頃に定期検査で経験を積んだ者です。

そうすることで、1年で経験が積めます。定期検査には、各種の非自動はかりが持ち込まれます。機械式、電気式など様々なはかりが持ち込まれるので十分な研修が積めると考えている。

国家試験の合格者、研修センター修了者についても同様に指定定期検査機関で実習をするということです。本日参加の活動中の計量士も研修は必要になると思う。先にパネリストから意見提案されたように、多分、4月以降、こういったものが具体的にやってくだろうと思います。そのためにも日計振が中心になって、特に実務を中心にカリキュラムを組んで研修をお願いしたい。

これとは別に既に各地区で計量士会、協会等で研修を実施しているところがある。大阪では、技術部門、流通部門で研修をしている。この研修内容を日計振に認めていただき、日計振の研修に替えるとしていただければ、独自に実施している計量士会も非常に積極的に研修をできるのではないかと思います。

本日の大会の趣旨でもある、計量士、計量士会の交流ということも行って、互いの研修会に参加していくことになれば、これからの計量士の力量の向上に繋がると考えています。

◇「計量士の育成」に関する提案について質疑応答 ◆阿知波コーディネータ

人材育成について意見をお受けします。

○青木計量士（大阪）：計量士の試験を易しくしてはというのは、おかしいのではないかと。計量士は検査するツールではない。計量士はもっと高いところで、いわゆる、正確な計量について勉強した者ということになれば、もっともっと難しい試験をして、計量士で飯が食えるような制度にしなくては駄目だと思う。計量士に義務だけをいうのではなく、検定証印の抹消など資格権限を持たせていただきたい。そうしないと計量士になろうという人は増えません。

◇パネリスト 万福 良秋 氏：今後の参考にさせていただきます。

○帆足亨計量士（大分）：計量士の育成という点では、根本的に考えていけないといけない。計量士の資質のうんぬんというよりも、行政室長の話でも、平成

10年から平成27年まで間、計量士の合格者（一般、環境含め）が15,000人以上いる。

そのうちどれ位の人が登録されていますか、把握されているか。日本計量振興協会でも実働できる計量士の数を把握しながら計量士が育っていく環境を作っていかなければ、それぞれが話されている方は大都市の方です。計量士が多くいると思いますが、地方では、実際に業務をする計量士が少ないと思う。今後、5年、10年となると多くの計量士がリタイアする。それに見合うだけの新しい計量士が登録されているかどうか。業務拡大の話をしていただいているが、それを担う計量士の絶対数が不足していると思う。

危惧するのは、計量士が少ないということは、各計量検定の部門でも、1名が計量士になれる責任者がいて、他は補助員が検定を行っている状態です。それが計量士にも及んで、計量協会に1名計量士がいたら、その予備補助員として計量士資格がなくても、検定、定期検査に行っていっていい、ということになりませんか。そのためにも計量士資格を持った者をきちんと確保する方策を考えていかなければならないと思う。日本計量振興協会にも検討していただいて、実際に実働する計量士がどれ位いるのか、年代別についてどうか、などデータを出していただいて、若い方が計量士になっていく道筋、今後、安定的に計量士を供給できる育成の方法を考えていく必要がある。

今、計量協会に職員として所属している計量士の活動と、民間で地方の秤屋さんの計量士が比率としてどのような計量士活動を行っているのかという点では、比率でいうと、地方で活動されている方が多いと思う。地方の計量士で、大会に出てこれられない計量士が多くいると思う。

提案として、できれば、全国規模ではなく、各ブロックで、地場にいる計量士が話し合える場、秤屋さんが、打合せ、企画や相談ができる場を作って貰いたい。ブロック間の交流、計量士の仕事、状況も知ることができる。ブロックごとの計量器事業者、計量士事務所の計量士の集会を作って貰いたい。計量事業者として相互に情報を得て、計量事業者にとって方向が見えれば、民間の計量器計量士を育てるようになると思う。

○小野威計量士（神奈川）：提案が定期検査と代検に限られているように感じた。現在いる計量士を掘り起こしていこうというものであった。基本的に、計量士は魅力



帆足 亨計量士
(大分)



小野 威 計量士
(神奈川)

ある資格ではないということを十分に認識しておいていただかないと非常に問題が大きいと思う。皆さんが魅力ある資格にしていくということが非常に重要であって、それによって、そういう資格であれば是非取りたいという人がどんどん増えてくるように持って行かないといけない。計量士が現状の仕事に満足していないで如何に魅力ある資格だということを発信していく。それが計量士の育成に繋がっていく。私たちは、計量士の活動を認識して貰うための仕掛けを「計量グラス」で広げていこうとしている。計量ということが如何に大切かを一般の人に知らしめよう、それによって計量士の存在価値が出てくる。現状の計量士を掘り起こすのではなく、新しい人を作って育成していくことを提案する。

○小西計量士（岡山）：現状の計量士は、はかりの検査屋さんでしかあり得ないような形となっている。

計量士の職務の中に計量証明事業もある。私は、これから計量士が計量証明を充実させて行けば良いと考えている。例えば、米袋、あめ袋、菓子袋にしても全てに計量士の名前があって、正味量を保証するというような仕組みができればと思っています。

そうすれば自動はかりの管理、商品も計量士が管理しないとイケない、というような重い責任を持つことによって、計量士の仕事が増えていくのではないかな。

○黒坂篤志計量士（新潟）：菓子メーカーの計量士であるが、9工場を廻って計量の業務をしている。企業内の話であるが、こうした業務を理解してくれた人がいて、今回国家試験を受ける。企業外の話としては、メディアを使った方が良いと考えている。若い計量士が業務に携わっていることをメディアに取り上げて貰うことなどで、効果は、その年の受験者数に出てくるだろう。

◆阿知波コーディネータ：適正計量管理事業所に開する意見があるので提案していただく。

○中野廣幸計量士（愛知）：私は、かねがね計量士の仕事について、初級、中級と上級があると思っている。はかり検査が初級、基本的なことではあるが、はかりしか見ていない。中級という計測設計になる。愛知県、特に企業内にいる計量士は、計測設計をやっている。測る対象を見て、どういうふうに計測するかを見ている。

今回の自動はかりについても測る対象を見ないと



黒坂 篤志計量士
（新潟）



中野 廣幸計量士
（愛知）

計測の仕方が分からない。点検の仕方、2年に1回の検査だけで良いわけがない。それよりも毎日の日常点検が大切である。これをやるのが中級の計量士だと思う。上級の計量士は、経営者に対して、リスク管理を提案できる。我々は、そこを目指していくべきではないかと思う。いずれにしても顧客に対して、どのように付加価値を与えられるのかという視点で見ることができるようレベルアップが必要である。

◇吉川パネリスト：意見にコメントしたい。意見はよく分かるが、クラス分けするのはどうかと思う。“計量士”は、計量法の中で定められた資格である。国家資格として、特定計量器の検査をすることを国家資格として与えられているもの。例えば、税理士であれば、所得税等の申告を業務としてできるということであるが、それだけでは食っていけないという人が経営コンサルタントをやったり、相続相談したりしている。申告だけが初級で、コンサルタントが上級ということはない。カテゴリー毎に類別（横並び）することはあっても縦（上下）に並べることは、違和感がある。

○小野計量士（神奈川）：計量士に初中上級はなく全て同等であることは明白であり、みんな上級を目指そうよ、という意味で勉強してそこまで、できるようになろうというような叱咤激励での意見であると理解した。

○高德計量士（東京）：計量士の仕事は、“管理である”。特に自動はかりの場合、ラインを止めない、止めるようなことがないように不断から適切な管理をすることが大切だと思います。

◇コメント・助言（要旨）

◎国立研究開発法人産業技術総合研究所

加藤英幸計量研修センター長：

今回の政省令の改正に併せて、研修センターとして、計量士の育成という観点で。非常に思うところがありました。最後かなり白熱した議論がなされたと感じた。技術行政ベースにいろいろ考えなければならぬが、結局のところ最後は、人材に行きつくという部分もある。技術の継承もそうであるが人材の育成をどのように考えていくか、大変重要な岐路に立たされている。

研修センターも気を引き締めまして皆様と一緒に良い方向に向かっていきたいと思っています。是非、引き続きご意見、ご指導をいただければ有り難いと思っています。



産業技術総合研究所
計量研修センター長
加藤英幸 氏

個人的な感想ですが、計量士を希望する方の年次推移がグラフに表されているとおり長期低落傾向にある。これを如何に回復させるかということは重要な課題である。計量士というポストが魅力的なものでなければ後にくる人が出てこない。正にそのとおりであると思います。単純に区分を上級にすれば良い、という話ではないが、いろんな分野でロードモデルが必ず必要である。計量士でこの人達は成功しているなど、こういうところを目指して行きたい、そういった人が現れないことには後にくる人は出て来ないと思います。そういった意味では、研修センターでも一般計量教習、一般計量特別教習と5ヶ月に亘る長い研修に参加されている方には、是非、皆さんがお手本になって成功して下さい、研修センターの卒業生として計量士となりビジネスでも成功して下さいと、卒業時に必ずお伝えしている。計量というのは、科学技術、社会生活においても基盤的であり横断的であり、どの部分にも関わっていける。考え方によっては、どこでもビジネスが展開できる。そういう素地がある方が計量士だと思っている。

逆にいうと検定・検査だけに限定する必要は無く、そこを拡大していく努力をそれぞれの持ち場でやっていただくことが大変重要だと思います。是非、今回の政省令の改正をきっかけにそういう機運が更に高まると嬉しいなと思った。

研修センターも研修事業、人材育成を通じて政省令改正に対応した形でできるだけ巧い人材育成のシステムと一緒に作っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。どうも有り難うございました。

◎経済産業省計量行政室 田中 睦室長補佐：

本日の大会に出席させていただきました有り難うございました。3方のパネリストの方にご説明、ご意見ご提案をいただきました。プレゼンテーションは素晴らしいものであったと感じております。

その後の意見交換の場でも一口に計量士といっても皆様ひとりひとり見ていけば、されている業務は少しずつ違っている。全国どこの地区で仕事をされているとか、また、年齢もそれぞれ異なっている。やはり、計量士の皆様の中でもいろいろな意見がでることを実感しました。いろんな意見であっていいのだと思います。私は、3方のパネリストの説明は結構いい説明だと思ったのですが、それに対してどんどん意見を言っていて、より現実的、実現可能なものにしていくという議論が必要なんだと思いました。



経済産業省計量行政室 室長補佐
田中 睦氏

こういった大会だとか全国大会でなくともいろいろな場で計量士の皆様に議論をしていただいて、より皆様が目指す形を長期的、短期的にこういう風になりたい、ちょっと改善したいということも含めて、皆様に議論の場を持っていただいてコミュニケーションを取っていただくことが凄く大切なことだということを感じました。今日は有り難うございました。

●意見交換まとめ

○阿知波コーディネータ：コメント、ご助言ありがとうございました。皆様から活発な意見を頂戴致しました。これからの計量士について、いくらか明らかになってきたのではないかと思います。

パネラーとして意見提案をしていただきました、吉川様、金井様、万福様、有り難うございました。これをもちまして意見交換会を終了致しました。

〈閉会の辞〉

○末崎委員：以上をもちまして、第15回全国計量士大会の第Ⅰ部を滞りなく終了いたしました。参加いただきました皆様のご協力と活発な意見交換に計量士部会を代表して深謝いたします。誠に有り難うございました。

○第Ⅱ部 懇親会

白鳥委員の司会で進行した。

始めに主催者側として、桑山重光計量士部会副部会長のから挨拶があり、続いて山口豊己京都府計量検定所長から来賓のご挨拶をい



白鳥委員

ただいた。

乾杯は、木村雄太郎京都府計量協会理事長のご発声により、全国各地から参集した計量士の懇談が進み和やかな雰囲気で大変盛況であった。

中締めは、白鳥委員が締めた。

(文責：推進部 計量士部会事務局)



桑山重光副部会長



山口豊己所長



木村雄太郎理事長

認定事業者部会

運営委員会を2月27日(月)日本計量会館において開催し、①(独)製品評価技術基盤機構認定センターの村田浩美氏からJCSS等の動向について報告の後、討議を行った。②事務局から平成28年度認定事業者部会全体会議次第(案)、平成28年度計測器校正技術者研修実施結果、平成28年度見学研修会((一財)日本品質保証機構 計量計測センター)の実施結果及び平成29年度見学研修会予定について、それぞれ説明の後、討議を行った。③渡部委員から質量測定に特化した不確かさセミナー(主催:日本分析化学会)の開催について案内があった。

運営委員会での討議結果に基づき、平成28年度認定事業者部会全体会議を3月30日(木)日本計量会館において開催し、①(国研)産業技術総合研究所の田中 充氏から「計量の単位、量、用語等規格の動向」、②事務局から「(一社)日本計量振興協会の事業実施状況」、③(独)製品評価技術基盤機構 認定センターの村田浩美氏から「JCSS等の動向について」、の各報告があった。引き続き、企業・団体におけるJCSS校正事業の活動事例として、①(地独)東京都立産業技術研究センターの中西正一氏から「都産技研の概要とJCSS校正事業」、②(株)ナガノ計装の阿部正一氏から「ナガノ計装の圧力計校正活動報告」、③(株)井谷衡機製作所の尾崎達也氏、尾崎隆之氏及び小島光司氏から「材料試験機

事業部

及び硬さ試験機のJCSS校正事業活動報告」、④エタックエンジニアリング(株)の柴垣光男氏から「恒温槽が装備する指示計器付温度計の校正方法とその特徴」、の各発表があった。

運営委員会

部会長・運営委員長

田中 充 一般社団法人 日本計量振興協会 副会長

運営委員

片桐 拓朗 一般財団法人 日本品質保証機構
小堺 克巳 コニカミノルタ株式会社
白鳥 慎治 株式会社 オーバル
高橋 泰弘 株式会社 ミットヨ
田中 孝弘 ジャパンファインプロダクツ株式会社
野口 泰弘 日本電気計器検定所
渡部 新一 公益社団法人 計測自動制御学会
力学量計測部会

アドバイザー

田代 直人 経済産業省 産業技術環境局
岸本 勇夫 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
村田 浩美 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

事務局

河住 春樹 一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事
倉野 恭充 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部長
澤田めぐみ 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部

第3回計測管理システム (ISO/JIS Q 10012) の調査研究委員会

3月2日(木)に日本計量会館において、第3回委員会を開催した。委員会では、3月3日(東京)及び3月10日(名古屋)で実施予定の「ISO/JIS Q 10012技術講習会」配布用資料について、各講師担当委員から説明があり、資料通り了承された。次に、前回委員会での討議結果に基づいて提出された「平成28年度計測管理システム(ISO/JIS Q10012)調査研究報告書」原稿(案)について、各執筆担当委員から説明の後に討議を行った。その

事業部

結果を反映した最終原稿を3月中旬までに取り纏めることになった。なお、報告書の構成は、第1章 ISO/JIS Q 10012計測管理規格の概要と動向、第2章 ISO/JIS Q 10012規格の要求事項と要点解説、第3章 ISO/JIS Q 10012の企業内普及活用事例、第4章 製造業における「計量確認」と「測定プロセスの実現」の事例、第5章 製造業における測定の不確かさの活用事例、第6章 計測管理システムの評価基準とチェックシート、から成る。

平成29年度「計量啓発標語」・「何でもはかってみようコンテスト」募集のお知らせ

平成29年度計量記念日全国大会は、経済産業省、計量記念日組織委員会の主催により、11月1日(水)に開催する予定です。

計量記念日組織委員会では、今年度も一般消費者への計量教育と情報提供の拡大を図るべく、昨年度に引き続き下記の要領で「計量啓発標語」及び「何でもはかってみようコンテスト」の募集を行います。皆様奮ってご応募ください。

計量啓発標語募集要項

計量記念日組織委員会では多くの方々に正確な計量への意識を高めていただくことを目的に、計量啓発標語を募集します。

応募対象：どなたでも応募できます。

応募数：1名につき、1作品。

テーマ：正しい計量の大切さをアピールするもの

応募方法：作品の他、郵便番号・住所・氏名・年齢・職業（学校名など）・電話番号・e-mailアドレス（お持ちの方）を記入し、郵送、FAXまたはe-mailで応募してください。また、当協会のホームページからも応募できます。

①書式は自由、未発表作品に限ります。

②応募作品は原則として返却しません。

応募締切：平成29年9月4日(月)必着

審査及び各賞：計量記念日実行委員会で審査し、以下の賞を選定します。

○最優秀作品賞…1点（賞状、賞品）

○優秀作品賞…2点（賞状、賞品）

○佳作…10点（賞状、他）

発表：11月1日開催予定の計量記念日全国大会（東京）において、最優秀作品賞及び優秀作品賞の受賞者の発表並びに表彰式を開催します。

何でもはかってみようコンテスト募集要項

小学生のみなさんへ

学校や生活周辺にある身近なものをはかって（計る、量る、測る）みると、意外な事実や発見に気がつくことがあります。そこで「計量記念日組織委員会」では、全国の小学生の皆さんから「何でもはかってみよう」というアイデアを募集することで、「はかる」ことの楽しさや、その大切さを広げていきたいと考えています。まずは、「はかってみたいと思う物」を選び出して、いろいろと観察や工夫をして

みてください。その「アイデア」と「実験の記録」を応募方法にしたがってお寄せいただくと、審査の結果、優秀な作品には、下記の賞が贈られますので、多くの方からの応募を待っています。

応募対象：日本全国の小学校の生徒。個人またはグループ（3名以内）。

応募数：1名又は1グループにつき1作品。

テーマ：自由なテーマで、さまざまな方法や、考え方によって、あるものをはかったことを表す作品とします。長さ、重さ、量、面積、時間、速さ、温度、形、明暗、音の大小など、はかれるものは何でも対象として考えてください。昨年度の受賞作品例と、その具体的な内容については、当協会ホームページを検索して、ご覧いただけます。

応募方法：写真、図画、作文等によって、はかったもの、その方法、その結果、感想等をまとめ、紙に書いて提出してください。また、当協会指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、作品と一緒に送ってください。

①未発表オリジナル作品に限ります。

②応募作品は原則として返却いたしません。

③A1サイズ以下の用紙を使用し、模造紙の場合は1枚以内にまとめてください。

応募締切：平成29年9月4日(月)必着

審査及び各賞：「何でもはかってみようコンテスト」審査委員会で審査し、以下の賞を選定します。

○最優秀作品賞…1点（賞状、賞品）

○優秀作品賞…2点（賞状、賞品）

○奨励賞…10点程度（賞状、他）

発表：11月1日開催予定の計量記念日全国大会（東京）において、最優秀作品賞及び優秀作品賞の受賞者の発表並びに表彰式を開催します。

主催：計量記念日組織委員会

後援：経済産業省（予定）

〈応募先・お問い合わせ先〉

計量記念日全国大会事務局／

一般社団法人日本計量振興協会 事業部

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL：03-3269-3259 FAX：03-3268-2553

e-mail：kinenbi@nikkeishin.or.jp

協会ホームページ：http://www.nikkeishin.or.jp/

自動はかりの計量管理に関する平成28年度調査検討委員会報告

委員長 金井 一榮

1 はじめに

「自動はかりの計量管理に関する調査検討委員会」（以下「委員会」という。）は、活動を開始してから3年余りが経過しました。この間、委員会は、自動はかり本体の技術的動向と自動はかりの計量管理の実態を調査・把握することに主眼を置いて活動をしてきました。一方、自動はかりを取り巻く状況が大きく変化したことはご承知のとおりであり、この状況の変化を含めて、今後の委員会の活動は、自動はかりの計量管理を具体的に推進し市場に浸透させることが必要な段階になっています。

そこで、既報（本誌の2017年冬号）にあるとおり今年度から委員会を再編成し、新たに計量管理の積極的推進と市場開拓を目的として引き続き活動をして行くことにしました。委員会の名称も「自動はかりの計量管理推進委員会（仮称）」に変更することになります。

2 委員会の活動

3年余りの委員会における主な活動は次のとおりです。

2-1 委員会の目的

自動はかりと、それを取巻く周辺環境及び計量管理に関する現状と課題を把握し、その対応と将来的な取組みについて検討する。

2-2 主な活動

- a 自動はかりの周辺環境と関係動向の情報収集
- b 自動はかりに関する欧州の規制（MID）、OIML勧告及びJISの調査と把握
- c 自動はかりのメーカー、ユーザーとの意見交換や生産現場、使用現場での研修見学を通しての自動はかりの技術動向等の把握
- d 現場における自動はかりの計量管理の現状と課題等の把握
- e 自動はかりの計量管理に関する指針提供の可能性とその内容等に関する検討
- f 計量士を対象とした「自動はかりの計量管理に関するアンケート調査」の実施（2015年4月）
この調査結果は、本誌2015年秋号に概要を掲載し、また、平成28年2月の第14回計量士大会において概要を発表しました。
- g 計量制度の見直しにあたって自動はかりの規制等に関して検討を行い、その結果、何らかの規制をすべきとする要望を日計振が設置した「計量制度課題検討委員会」に提出しました。日計振はこれらの要望及びその他の要望を、経済産業省の「計量制度に関する課題検討会」に提出しました。

その後、計量行政審議会において計量制度に

関する審議が行われ、自動はかりの特定計量器への追加などの方向性が示されました。（平成28年11月1日：計量行政審議会答申）

- h 「自動はかりの計量管理に関する調査検討委員会」報告会の開催（平成28年9月）

委員会の活動状況と、海外の自動はかりの規制等の概要及び分野別、機種別の計量管理事例を報告しました。

なお、これらの計量管理事例は、計測標準と計量管理（2017：Vol.66：No.4）にも掲載されています。

- i 自動重量選別機及び充填用自動はかり（一部）について、計量管理に関する参考基準を作成しました。

なお、この参考基準は、平成29年3月21日に発行されたJIS（自動捕捉式はかり、充填用自動はかり第2部）の解説に掲載されています。

3 新たに発足する「自動はかりの計量管理推進委員会（仮称）」の目的と活動の内容

標記委員会の目的と具体的活動の骨子については、現在、調整中ですが、概ね次のとおりです。

3-1 標記委員会の目的

自動はかりのユーザーの計量管理の現状を把握し、計量管理の推進を図るとともに、規制に関わる諸課題に円滑に対応するための検討を行う。

3-2 活動の骨子

- a 政省令改正に関する対応の検討
自動はかりの規制に対応する体制整備、人的要件への対応、必要な技術研修などに関する検討
- b 自動はかりの計量管理を行う計量士の力量向上のための技術研修等の実施
- c 自動はかりの計量管理の推進と関係事業者及び関係団体等へのPR

4 おわりに

委員会は、昨年12月の開催をもって一旦終了しました。今年度からは前述したとおり再編成後の「自動はかりの計量管理推進委員会（仮称）」で諸課題を検討し実施して行くことになります。

3年余りの活動において、（一社）日本計量機器工業連合会様には大変多くのご支援とご協力をいただきました。改めてここにお礼申し上げます。

また、その他の関係団体、メーカー、ユーザー様にも、多くのご支援とご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、今後も再編成した「自動はかりの計量管理推進委員会」として活動して行きます。関係の皆様方には以前にも増してご支援とご協力をくださるよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

台湾研修旅行を終えて

香川県計量協会訪台視察団

昨年、高松～台湾間で周6便定期便の就航により、香川と台湾間の観光、経済面などの交流がますます盛んになりました。

このたび当協会が好況の台湾へ初めて海外研修旅行を実施いたしました。

日程は、平成28年11月3日(木)～11月6日(日)の3泊4日で、参加者は、10名で出かけました。高松空港を夕方発のCI179定期便で約3時間後、台湾桃園空港に到着、入国後、空港近くのホテルに宿泊しました。

11月4日(金)新幹線で桃園駅から苗栗駅へ移動し通訳の台湾工業技術院陳兩興氏と合流、午前の見学先「金門アズビル台湾有限公司」へ向かった。同社は「アズビル金門(株)」と台湾のガス会社「永隆工程有限公司」との合併会社で5年前に設立し、年間20万台のガスメーターの生産能力を持つという。

小田修平董事長、呂漢祥總經理、林俊之副總經理に迎えられ、会社概要、生産ラインの見学、説明をいただいた。同社は、社員36名と少人数であるが自動化された生産ラインにより組み立てから検定まで若手女子社員の活躍が際立っておりました。

次に台北市へ移動し午後の見学先「台湾經濟部標準檢驗局第7組」を訪問しました。第7組では、台北市の特定計量器の検定、校正、検査および計量に関する指導を行っている。他に高雄市、台中市などに同様の業務を行っている箇所が6拠点あるそうです。經濟部標準檢驗局 吳鉅生組長と陳鴻麟 簡任技正ほか職員の案内で、はかりの展示場を見学しました。引き続き検定、校正、検査設備の見学と業務概要の説明を受けました。

台湾での計量制度、設備などは、中国の文化がやや残っているものの、日本とよく似た内容でありました。今後、計量検定・検査制度においても進化し、充実してくるものと思われます。

11月5日(土)は、世界3大博物館の一つである「故宮博物院」、衛兵交代式で有名な「忠烈祠」、高さ508m、101階の「台北101展望台」、千と千尋の神隠しのモチーフになった「九份」の観光をしました。若者や外国人の観光客で混雑し大変な賑わいで活気に満ち溢れていました。

首都台北市の街並みは、数年前に比べ格段に整備され、高層ビルや住宅が林立し大都会となっています。半面、通勤時間帯では3～4列のバイク通勤が見られ独特の風景でした。滞在中の食事は「九華楼」の北京料理、「鼎泰豊」の点心、「欣葉」の台湾料理など有名店でのグルメ三昧を楽しみました。

11月6日(日)、中正記念堂と土産店に立ち寄り、桃園国際空港より午後発のCI178便で全員無事帰国いたしました。参加者全員有益で楽しい研修旅行となりました。



アズビル金門台湾(株)



台湾国標準檢驗局第7組



忠烈祠



台湾料理でグルメ

地区で開催する技術講習会のお知らせ

ISO 9001品質マネジメントシステムに役立つ！

電子式はかりの校正講習会

主催 一般社団法人 京都府計量協会

1 開催日時

平成29年7月14日(金) 9時30分～16時30分

2 開催場所

京都府計量検定所

3 対象者

計量士、一般企業のISO計量管理実務担当者

4 講習内容

自主校正済みの分銅、又はJCSS分銅を標準器とし、はかり使用環境で実際の不確かさを評価するための校正方法等を講習します。

- ・校正対象：電子式商用はかり～電子式分析天秤
- ・校正方法、校正における不確かさの要素と条件選択、不確かさ計算と手順
- ・ISO 9001等の品質マニュアル体系で技術的妥当性のある校正マニュアル構成例等

5 講師

河原紀男（元 島津製作所JCSS質量校正担当部長）ほか

6 受講者定員

20名（先着順）

7 申込み方法

E-mail FAX 郵便

8 申込み期限

平成29年7月10日(月)

9 受講料

10,000円（資料一式含む）

本講習会に関する詳細は、下記のホームページでご確認下さい。

申込先

一般社団法人 京都府計量協会

(<http://www.kyoto-keiryo.jp/>)

e-mail : kyotofu@kyoto-keiryo.jp

Tel: 075-415-3166 Fax: 075-415-3171



計量行政情報

— 官報情報 — 「平成28年12月1日～平成29年2月28日」

○平成28年12月6日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第39号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年11月17日承認）

【第D1618号 株式会社田中衡機工業所 新潟県 非自動はかり】

○平成28年12月6日 日本電気計器検定所公告第28-12号 電気計器の型式承認（平成28年11月18日承認）

【第4227号 精密電力量計 CP3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz -】

【第4228号 普通電力量計 CP3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz -】

【第4229号 無効電力量計 CP3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz -】

【第4230号 最大需要電力計 CP3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz 30,60分】

【第4231号 普通電力量計 CM3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz -】

【第4232号 無効電力量計 CM3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz -】

【第4233号 最大需要電力計 CM3EA-R 中部精機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50,60Hz 30,60分】

【第4234号 普通電力量計 U51-S1R 埼玉エンジニアリング株式会社 交流単相2線式 100,200V 30A 50,60Hz -】

【第4235号 普通電力量計 U51-S1R 埼玉エンジニアリング株式会社 交流単相2線式 100,200V 120A 50,60Hz -】

【第4236号 普通電力量計 U2A-RA 埼玉エンジニアリング株式会社 交流単相3線式 100V 60A 50,60Hz -】

【第4237号 普通電力量計 D22WD-TA 大同日本株式会社 交流単相2線式 200V 30A 50,60Hz -】

【第4238号 普通電力量計 V2PA-TAL 沖縄電機工業株式会社 交流単相3線式 100V 60A 60Hz -】

【第4239号 普通電力量計 V2PA-TL 沖縄電機工業株式会社 交流単相3線式 120V 60Hz -】

【第4240号 普通電力量計 ZD1-TE 細田貿易株式会社 交流三相3線式 200V 120A 50,60Hz -】

【第4241号 普通電力量計 ZD1W-TE 細田貿易株式会社 交流三相3線式 200V 120A 50,60Hz -】

【第4148-1号 普通電力量計 ZE1-TE 細田貿易株式

会社 交流単相2線式 100,200V 120A 50,60Hz -】

【第4149-1号 普通電力量計 ZE1W-TE 細田貿易株式会社 交流単相2線式 100,200V 120A 50,60Hz -】

【第4150-1号 普通電力量計 ZC1-TE 細田貿易株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50,60Hz -】

【第4151-1号 普通電力量計 ZC1W-TE 細田貿易株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50,60Hz -】

【第4114-1号 普通電力量計 ZM1-TE 細田貿易株式会社 交流三相3線式 200V 60A 50,60Hz -】

【第4115-1号 普通電力量計 ZM1W-TE 細田貿易株式会社 交流三相3線式 200V 60A 50,60Hz】

【第3967-1号 普通電力量計 D23WD-TA 大同日本株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz -】

○平成28年12月8日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第377号

計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録（平成28年8月4日登録）

【0153 株式会社井谷衡機製作所 校正管理部 東京都 硬さ ビッカース硬さ試験機等】

【0184 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 東京都 長さ 形状測定器】

【0228 株式会社フューチュアテック 品質保証室 神奈川県 硬さ ビッカース硬さ試験機等】

【0309 株式会社安藤計器製工所 計量校正研究所 東京都 密度・屈折率 浮ひょう】

○平成28年12月9日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第40号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年11月21日承認）

【第B164号 矢崎エナジーシステム株式会社 東京都 タクシーメーター】

【第D1619号 大和製衡株式会社 兵庫県 非自動はかり】

○平成28年12月9日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第41号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年11月22日承認）

【第B165号 二葉計器株式会社 大阪府 タクシーメーター】

【第B166号 二葉計器株式会社 大阪府 タクシーメーター】

【第B167号 岡部メーター製造株式会社 大阪府 タクシーメーター】

○平成28年12月20日 日本工業規格の改正

日本工業規格の改正（平成28年12月20日付）

【銅製巻尺 B7512】

【繊維製巻尺 B7522】

○平成28年12月22日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第42号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年12月6日承認）

【第K1611号 アズビル金門白河株式会社 福島県 ガスメーター】

○平成28年12月22日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第43号

計量法第81条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年12月6日承認）

【第Q1616号 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン 東京都 アネロイド型血圧計】

○平成28年12月28日 経済産業省告示第307号

計量法第16条第1項第2号ロの外国製造事業者の指定
【02CN06 平成28年12月12日指定 質量計第一類 愛
安德電子（深圳）有限公司 中華人民共和国】

【28CN15 平成28年12月12日指定 血圧計第一類 愛
安德電子（深圳）有限公司 中華人民共和国】

○平成29年1月6日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第44号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年12月8日承認）

【第TW162号 株式会社アコー 東京都 振動レベル計】

○平成29年1月10日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第379号

計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録（平成28年12月8日登録）

【0056 トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 計測標準センター事業部 愛知県 振動加速度
振動加速度測定装置等】

【0171 エタックエンジニアリング株式会社 温度校正室 埼玉県 温度 接触式温度計】

○平成29年1月11日 経済産業省令第1号

計量法第135条第1項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令（平成29年1月11日公布）

計量法第135条第1項に規定する指定校正機関を指定する省令（平成13年経済産業省令第167号）の一部を次のように改正する。

表国立研究開発法人情報通信研究機構の項中「電磁波計測研究所」を「電磁波研究所」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

○平成29年1月11日 経済産業省告示第1号

計量法第135条第1項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成27年経済産業省告示第66号（計量法第135条第1項に規定する指定校正機関の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

表原子時計又は周波数標準器であって、出力される周波数が5メガヘルツ又は10メガヘルツのものの項中「電磁波計測研究所」を「電磁波研究所」に改め、同表熱量標準安息香酸の項中「東京都世田谷区砦一丁目二十一番二十五号」を「東京都八王子市南大沢四丁目四番地四」に改める。

○平成29年1月16日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第45号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成28年12月20日承認）

【第Q1617号 オムロンヘルスケア株式会社 京都府 アネロイド型血圧計】

【第Q1618号 フクダ電子株式会社 東京都 アネロイド型血圧計】

○平成29年1月30日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第46号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成29年1月12日承認）

【第K171号 東洋ガスメーター株式会社 富山県 ガスメーター】

○平成29年2月3日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第380号

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく校正事業登録の失効（平成28年12月25日登録全部失効分）

【0154 一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所 千葉県 時間 全部失効】

○平成29年2月6日 経済産業省告示第16号

計量法第135条第1項の規定に基づく指定校正機関の指定

【全有機体炭素標準液であって、濃度が1g/Lのもの 一般財団法人化学物質評価研究機構 東京事業所 埼玉県 玉県】

○平成29年2月6日 経済産業省告示第17号

計量法第135条第2項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	参照用トルクメータであって、校正範囲が0.1Nm以上5Nm未満のもの及び参照用トルクレンチであって、校正範囲が0.1Nm以上5Nm未満又は1kNmを超え5kNm以下のもの	トルク標準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	ピトー静圧管であって、校正範囲が40m/s以上90m/s以下のもの	気体流速校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	電界プローブであって、電磁波の周波数が20MHz以上2GHz以下の場合において、電界の強さが10V/mのもの	標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

国立研究開発法人 産業技術総合研究 所	カーマ率校正用の井戸型 電離箱式線量計であっ て、線源の核種がイリジ ウム192の場合におい て、校正範囲が空気カー マ率について5mGy/h以 上70Gy/h以下のもの	グラファイト壁空洞電離 箱式照射線量計設定装置 であって、国立研究開発 法人産業技術総合研究所 が保管するもの
一般財団法人化学 物質評価研究機構	全有機体炭素標準液であ って、濃度が1g/Lのも の	全有機体炭素標準液であ って、一般財団法人化学 物質評価研究機構が保管 する標準液製造用精密天 びん、超純水製造装置及 び分析計測装置を用いて 製造されたもの

○平成29年2月6日 経済産業省告示第18号

計量法施行規則第90条の2ただし書の規定に基づき、平成21年経済産業省告示第76号（計量法施行規則第90条の2ただし書に基づく校正手法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

表中十四の項の下欄第一号の「力のモーメントの標準器」を「力のモーメントを実現する標準器」に改め、「標準器との比較」の次に「又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定」を加え、同欄第二号の「標準器との比較」の次に「又は力のモーメント以外の複数の物象の状態の量の測定」を加える。

表中二十二の項の下欄に次の一号を加える。

三 硬さの計量器のうちブリネル硬さのものを、ブリネル硬さの標準器との比較又は硬さ以外の複数の物象の状態の量の測定により校正する手法

○平成29年2月6日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第47号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成29年1月19日承認）

【第M171号 アズビル金門青森株式会社 青森県 温水メーター】

【第N171号 福知工業株式会社 京都府 燃料油メーター】

○平成29年2月7日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第381号

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく校正事業者登録の失効（平成28年12月31日登録全部失効分）

【0291 東伸工業株式会社 校正室 東京都 力 全部失効】

○平成29年2月10日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第48号

計量法第76条第1項の規定に基づく特定計量器の型式承認（平成29年1月26日承認）

【第L171号 愛知時計電機株式会社 愛知県 水道メーター】

○平成29年2月10日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第382号

計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録（平成29年1月19日登録分）

【0329 株式会社尾崎製作所 千葉工場 品質保証部 千葉県 長さ 一次元寸法測定器】

○平成29年2月13日 日本電気計器検定所公告第28-13号

電気計器の型式承認（平成29年1月27日承認）

【第4242号 普通電力量計 M2PM-R 三菱電機株式会社 交流単相3線式 100V 60A 50,60Hz】

【第4243号 普通電力量計 M2PM-S34R 三菱電機株式会社 交流単相3線式 100V 60A 50,60Hz】

【第4244号 普通電力量計 M2PM-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 100,200A 60A 50,60Hz】

【第4245号 普通電力量計 M2PM-S34R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 100,200A 60A 50,60Hz】

【第4246号 普通電力量計 H1PA-TAL 東北計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz】

【第4247号 普通電力量計 H1PA-TCL 東北計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz】

【第4248号 普通電力量計 H1PA-TCL 東北計器工業株式会社 交流単相2線式 200V 30A 50,60Hz】

【第4249号 普通電力量計 B1PA-TAL 北海道計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50Hz】

【第4250号 普通電力量計 B1PA-TCL 北海道計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50Hz】

【第4251号 普通電力量計 B1PA-TCL 北海道計器工業株式会社 交流単相2線式 200V 30A 50Hz】

【第4252号 普通電力量計 C1PA-TA 中部精機株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz】

【第4253号 普通電力量計 L1PA-TAL 北陸計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz】

【第4254号 普通電力量計 L1PWA-TAL 北陸計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz】

【第4255号 普通電力量計 L1PA-TCL 北陸計器工業株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50,60Hz】

【第4256号 普通電力量計 L1PA-TCL 北陸計器工業株式会社 交流単相2線式 200V 30A 50,60Hz】

【第4257号 普通電力量計 G1PA-TCL 四国計測工業株式会社 交流単相2線式 200V 30A 60Hz】

【第4258号 普通電力量計 G1PWA-TCL 四国計測工業株式会社 交流単相2線式 200V 30A 60Hz】

○平成29年2月21日 経済産業省告示第28号

計量法第101条第3項において準用する同法第66条の規定に基づく指定外国製造事業者の効力失効

【02CN03 平成19年7月17日登録 平成29年1月15日失効 質量計第一類 愛安德電子（深圳）有限公司 中華人民共和国】

【28CN09 平成19年7月17日登録 平成29年1月15日失効 血圧計第一類 愛安德電子（深圳）有限公司 中華人民共和国】

【08CN10 平成26年3月20日登録 平成29年1月15日失効 抵抗体温計 愛安德電子（深圳）有限公司 中華人民共和国】

計量標準総合センター（NMIJ）の近況報告

前 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 法定計量管理室 主幹

安藤 弘二

■法定計量普及活動について

計量標準普及センター法定計量管理室の活動について紹介します。当室の業務は主に「法定計量に関する技術相談窓口」、「技術相談会及びセミナーの開催」、「OIML等法定計量の国際対応」を中心に行っております。平成28年度の法定計量普及活動について御報告いたします。

1. 技術相談会、法定計量セミナー

当室では産総研の関西センターにおいて技術相談会を開催しました。例年開催している非自動はかりの他に体積計の技術相談会も開催いたしました。開催日程は非自動はかりに関する相談会を平成28年6月7日～8日、9月6日～7日、12月7日～8日、平成29年2月16日～17日、体積計に関する相談会を平成28年7月13～15日、平成29年2月2日～3日の合計13日間実施しました。相談内容のすべてが型式承認に関する相談でした。

INTERMEASURE 2016が開催され、併催事業として「NMIJ法定計量セミナー2016」（主催：NMIJ、一般社団法人日本計量機器工業連合会）を開催しました。詳細につきましては前号（Winter/2017）をご覧ください幸いです。



写真1 NMIJ法定計量セミナー2016での一コマ

平成28年10月7日（金）に株式会社島津製作所 会議室にて平成28年度法定計量セミナーを開催いたしました。（主催：NMIJ 共催：京都府計量検定所、一般社団法人京都府計量協会）講演は一般社団法人京都府計量協会副理事長の吉川 勲様より「計量の歴史と京都」について、産総研の松本 毅より「国際法定計量に関する状況報告」

を行いました。

見学につきましても会場の提供をしていただきました株式会社島津製作所のご厚意により3つの選べる見学コースとして、「サイエンスプラザコース」、「メディカルセンターコース」、「クオリティセンターコース」を用意していただき、参加いただきました75名ほどの皆様には法定計量とは違うはかる世界をご覧頂けたかと思えます。全面的な御協力を頂きました京都府計量検定所様、一般社団法人京都府計量協会様、株式会社島津製作所様にはこの場をお借りして御礼申し上げます。

平成28年度の法定計量セミナー実績を表1にまとめております。

表1 平成28年度NMIJ法定計量セミナー実績

開催日	開催場所	演題
9月30日	東京ビッグサイト	インターメジャー 2016 法定計量セミナー（東京） ①自動はかりの技術革新と国内の計量事情について ②海外の自動はかり事情について ③自動はかりの計量管理について ④自動はかりJIS改正について
10月7日	株式会社島津製作所	平成28年度法定計量セミナー（京都） ①計量の歴史と京都 ②国際法定計量に関する状況報告 ③株式会社島津製作所内見学 ③-Aコース サイエンスプラザ見学 ③-Bコース メディカルセンター見学 ③-Cコース クオリティセンター見学

2. 技術講習会

当室では、技術相談会や法定計量セミナー以外にも各地の自治体等が主催する技術講習会に講師を派遣しております。派遣実績は、表2にまとめております。

表2 平成28年度講師派遣等実績

開催日	開催場所	演題
11月16日	千葉市暮らしのプラザ	千葉県計量協会 計量管理技術講習会（講師派遣） ①特定計量器検定検査規則等の整備状況について（自動はかりの規格整備状況も含む） ②非自動はかりの定期検査について

3月16日	東京都計量検定所	東京都計量管理講演会・技術講習会（講師派遣） ・自動はかりのJIS改正の概要説明
3月23日	埼玉県計量検定所	埼玉県計量協会 自動はかりに関する講演会（講師派遣） ・自動はかりのJIS改正について

3. 法定計量クラブ

平成29年3月7日(火)にNMIJ法定計量クラブをCIVI研修センター新大阪東にて開催しました。講演の内容は大阪市計量検査所の加藤 康彦様より「特定市における計量行政業務の紹介」、経済産業省計量行政室の関野 武志様より「今後の計量行政の在り方について—平成28年計量行政審議会答申の解説—」、産総研の高橋 豊より「自動はかり JIS改正の概要紹介」の3つの講演が行われました。当日は80名ほどの参加者にご来場いただきました。今後もNMIJ法定計量クラブでは法定計量分野において国内外の計量規制に関する最新技術情報の発信を行うと共に、技術相談、技術講習会や技術セミナーの開催を予定しております。

ご興味があります方は<https://www.nmij.jp/~nmijclub/regist.php>より入会登録（無料）をお願いいたします。

jp/~nmijclub/regist.phpより入会登録（無料）をお願いいたします。



写真2 法定計量クラブでの一コマ

4. 今後の活動について

これからも技術講習会、法定計量セミナー及び法定計量クラブの開催を計画しております。詳細につきましてはNMIJホームページ（<https://www.nmij.jp/>）をご覧ください。また、各地域での技術講習会等への講師派遣につきましても可能な限り対応いたします。

■産総研NMIJ計量研修カレンダー

2016年11月から2017年3月にかけて産総研計量研修センターが開催した研修ならびに今後の予定は以下の表のとおりです。

なお今後予定する研修の詳細については、官報掲載と計量研修センターのホームページ（<https://www.nmij.jp/~metroltrain/>）を通じてご案内します。来年度の研修予定についても順次ホームページでお知らせします。

〈2016年11月～2017年3月に実施された研修〉

期間	研修名	参加人数
2016年9月5日～12月2日	一般計量教習	23
2016年11月7日～11日	環境計量講習（騒音・振動②）	20
2016年11月28日～12月2日	環境計量講習（騒音・振動③）	17
2016年12月5日～6日	計量指導者教習	10
2017年1月12日～3月1日	環境計量特別教習（濃度）	2
2017年1月23日～3月17日	一般計量特別教習	23
2017年2月21日～23日	計量技術セミナー（札幌）	57
2017年3月2日～3月17日	環境計量特別教習（騒音・振動）	3

〈2017年4月～2017年6月に実施予定の研修〉

期間	研修名
2017年5月9日(火)～11日(木)	計量行政新人教習（つくば）
2017年5月23日(火)～25日(木)	計量行政新人教習（大阪）
2017年6月5日(月)～7日(水)	新任管理職教習
2017年6月5日(月)～16日(金)	環境計量証明事業制度教習
2017年6月26日(月)～7月7日(金)	指定製造事業者制度教習

ISO 9000に対応する 平成29年度(第30回)品質管理推進責任者養成コース

平成5年に施行された新計量法により新しく指定製造事業者制度が創立されました。指定にあたっては、申請する工場・事業所で「品質管理推進責任者」の選任をはじめ、品質管理に関して国の定める基準に適合していることが必要とされています。

この、品質管理に関する国の基準は、国際規格であるISO 9000シリーズに準拠しており国際的な整合性がはかられています。本養成コースは、指定製造事業者またはこれから指定を受けようとしている工場・事業場で「品質管理推進責任者」(または代行者)に選任される予定の人を対象に、必要な知識について集中的に講義するもので、修了者は、「品質管理推進責任者」として認定されるための知識の要件を満たします。

また、本コースは、2008年版のISO 9000の考えを中心に2015年版の改定内容を含め、計量計測関係者に必要な品質管理の基礎知識を網羅していますので、指定製造事業者以外の方にとっても、役立つ内容となっています。奮ってご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

〔 プ ロ グ ラ ム 〕 (予 定)

月 日	時 間	テーマ	講師(予定)
平成29年 5月29日 (月)	9:30～12:30	指定製造事業者制度とISO 9000	一般財団法人日本品質保証機構 小林 善男氏 (ISO 9000主任審査員)
	13:30～16:30	品質管理と社内標準化	阿知波計量士事務所 阿知波 正之氏
平成29年 5月30日 (火)	9:30～12:30	統計的方法と不確かさ	応用計測研究所株式会社 鴨下 隆志氏
	13:30～16:30	特定計量器検定検査規則と型式承認	元 国立研究開発法人産業技術総合研究所 山口 詩希鬼氏
平成29年 5月31日 (水)	9:30～12:30	工程管理と工程能力 (演習を含む)	株式会社島津製作所 高山 直彦氏
	13:30～16:30	管理図 (")	
平成29年 6月1日 (木)	9:30～12:30	検定・推定 (")	
	13:30～16:30	抜取検査 (")	
平成29年 6月2日 (金)	9:30～12:30	事例研究	一般財団法人日本品質保証機構 小林 善男氏 (ISO 9000主任審査員)
	13:30～16:30		
	16:30～16:40	修了証授与	事務局

会 場：日本計量会館 3階会議室

修 了 証：同一の方が全日程に出席され、テストに合格されると修了証を発行いたします。

参 加 費：会 員 受講料 90,000円＋消費税

一 般 受講料 100,000円＋消費税

テキスト：プログラムのテキスト代は参加費に含まれています。

定 員：30名

問合せ先：一般社団法人日本計量振興協会 事業部

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL：03-3269-3259 FAX：03-3268-2553

E-mail: jigyo@nikkeishin.or.jp URL: <http://www.nikkeishin.or.jp>

お振込先：■三菱東京UFJ銀行
神楽坂支店(普) 0057045
■りそな銀行
神楽坂支店(普) 1359914
■郵便振替 00110-3-3519

口座名義：シャ) ニホンケイリョウシン
コウキョウカイ

校正機関・試験所のための
平成29年度(第13回) ISO/IEC 17025内部監査員研修講座

校正・試験を行っている事業所にとって、ISO/IEC 17025「試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項」適合認定を取得することが必須になりつつあります。

ISO/IEC 17025 では、品質システムに定めた管理目標の達成度、手順の遵守度、任務の遂行満足度等について内部監査を行うことが定められており、内部監査員等には、必要に応じて適切な教育・訓練を行うこと、その適切な記録を維持することが必要です。

本講座では、内部監査員に必要な、試験所認定制度及び ISO/IEC 17025 の解説、内部監査の逐条解説、ケーススタディ(グループ演習)等を行い、理解度チェックの上、修了証を発行いたしますので、内部監査員登録のための適切な記録として残すことができます。

ISO/IEC 17025 登録/認定事業所の内部監査員ならびに試験所認定を申請されようとしている事業所の方々に奮ってご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

プログラム：

日 時	テーマ	講師(予定)
平成29年 7月6日(木) 9:30～ 17:30	試験所認定制度の概要 ISO/IEC 17025の解説(4. 管理上の要求事項) ISO/IEC 17025の解説(5. 技術的事項)	株式会社 計量技術コンサル事務所 代表取締役 桑山 重光氏
平成29年 7月7日(金) 9:30～ 17:30	内部監査の実施について ケーススタディ(グループ演習) グループ演習結果の発表と検討 修了試験	株式会社 計量技術コンサル事務所 代表取締役 桑山 重光氏 有限会社 大和精機 代表取締役 中野 隆氏

※12:00～13:00は昼休みとさせていただきます。

会 場：日本計量会館 3階会議室

修了証：同一の方が全日程に出席され、修了試験に合格されると修了証を発行いたします。

参加費：

会 員	受講料 50,000+消費税
一 般	受講料 60,000+消費税

テキスト：テキスト代は参加費に含まれています。

定 員：20名

問合せ先：一般社団法人日本計量振興協会 事業部

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL: 03-3269-3259 FAX: 03-3268-2553

E-mail: jigy@nikkeishin.or.jp URL: <http://www.nikkeishin.or.jp>

お振込先：三菱東京 UFJ 銀行 神楽坂支店 (普) 0057045

りそな銀行 神楽坂支店 (普) 1359914

郵便振替 00110-3-3519

口座名義：シャ) ニホンケイリョウシンコウキョウカイ

好評図書案内



中小企業向け測定基礎研修テキスト 第3版



本書は、長さ、質量及び温度に係わる測定基礎の研修に必要な内容が網羅された一冊です。

本書の内容

- 第1章 測定の基礎
- 第2章 測定器の基礎知識と使い方
- 第3章 測定器の管理
- 第4章 測定のべからず集、失敗例

参考、引用文献及び参考規格、計量関連機関、関連講習会のご案内など

(平成28年9月発行の第3版4刷になります)

価格 会員 1,620円(税込み)

価格 一般 3,240円(税込み)

※送料は弊協会が負担します

【申込先】

一般社団法人日本計量振興協会

事業部

TEL 03(3269)3259

FAX 03(3268)2553

e-mail jigyo@nikkeishin.or.jp

FAX または e-mail でお申し込みください。

編集後記

今年も桜開花前線が北上し、陽春の陽が射す心地良い季節が到来しましたが、平成29年度は計量関係者にとって「計量制度の見直し」という特別な年度となりました。計量法関係政省令の改正による民間事業者の参入促進によって、器差検定のみを行う指定検定機関の指定に関する要件が緩和の方向にあり、高い技術力を有する民間製造業者の参入と計量士の業務拡大が現実のものとなってまいりました。また、自動はかりは法的に取引・証明に関係しており、適正計量の確保のため新たに特定計量器への追加が期待されています。

今号では、去る2月24日に京都で開催された第15回全国計量士大会報告を大きく取り上げました。計量士の目線から「新たな役割に迎えられる計量士像」について、「計量制度の見直し」を踏まえて「検定・検査」については、事業所が特定計量器(質量系)のスパン調整を実施した場合の「器差のみ指定検定機関の認定」、「自動はかり」については検定の対象となった場合の対応策、そして「計量士の育成」については、計量士の力量向上のために計量器の検査屋ではない計量管理を実現できる計量士の育成に向けた意見交換が活発に行われました。

今回の計量制度の見直しは、「民間事業者の参入の促進」、「技術革新、社会的環境変化への対応」、そして「規制範囲・規定事項等の再整理・明確化」を見直す方向性が検討されています。本年度は適正な計量の実施を確保するため大変重要な年と言えるのではないのでしょうか。

《竹添雅雄》

訂正とお詫び

前号(Vol.36-4)平成28年度計量記念日全国大会(10頁左段上から22～24行目)につきまして、当協会推薦の大竹英世氏、奥村和代氏の受賞内容が分かりにくい表記になっておりました。正しくは、大竹英世氏が経済産業大臣表彰「計量関係功労者」、奥村和代氏が産業技術環境局長表彰「適正計量管理事業所計量管理貢献者」の受賞となります。

訂正し、お詫びを申し上げます。

編集委員

島岡 一博(国立研究開発法人 産業技術総合研究所)

山本 研一(東京都計量検定所)

吉野 博(株式会社 新興度量衡製作所)

関口 基(前橋市計量検査所)

竹添 雅雄(一般社団法人 東京都計量協会)

〈事務局〉

倉野 恭充(事業部長)

溝上 秀司(事業部)

機関誌に関するご意見、ご感想をお待ちしております。

日本計量振興協会のホームページアドレス

<http://www.nikkeishin.or.jp>

☒総務部:soumu@nikkeishin.or.jp

☒推進部:mail@nikkeishin.or.jp

☒事業部:jigyo@nikkeishin.or.jp

☒試験・校正センター:center@nikkeishin.or.jp

計量ジャーナル 第145号

Spring, Vol.37-1 / 2017

発行日 平成29年4月15日

発行責任者 河住春樹

発行所 一般社団法人 日本計量振興協会

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL: 03-3269-3259

FAX: 03-3268-2553

印刷所 第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL: 03-3267-8211